

サラリーマンの確定申告



サラリーマンでも次のような場合は、確定申告をしなければなりません。

- ・給与の年収が2,000万円を超えるかた。
- ・給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円を超えるかた。
- ・給与を2カ所以上から受けているかた。

また、確定申告をすると次のような場合には源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

- ・マイホームをローンなどで取得した場合。
- ・多額の医療費を支払った場合。
- ・災害や盗難にあった場合。
- ・年の途中で退職し、再就職していない場合。

問 大館税務署 ☎ 42-0671

譲渡所得の申告相談は、税務署が指定した日になります。市県民税の申告は必要ありません。なお、農業所得もあって、農業所得分だけを事前に相談したいかたは、税務署の指定日前に市役所税務課へおいでください。



譲渡所得があるかたへ

八年中に新たに事業を開始したかなかつたかたは、市役所税務課へご連絡ください。

申告へ持参するもの

☆申告書と印鑑。

☆給与所得や年金所得があるかたは源泉徴収票。

☆8年内に支払った生命保険料（個人年金保険料を含みます）や損害保険料の控除証明書（保険会社で発行します）。

☆営業所得や不動産所得があるかたは、申告書と一緒に送られた収支計算書（記入してください）と帳簿などの関係書類。

所得税の確定申告は 2月17日～3月17日

市県民税の申告相談日

八年内の所得税の確定申告は二月十七日から三月十七日までです。
税務署から所得税の確定申告書が送られたかた（農業所得があるかたを除きます）は、税務署へ申

告してください。税務署へ申告すれば市県民税の申告は必要ありません。
なお、医療費控除や灾害、盗難などの雑損控除を受けようとすると場合は、税務署への申告が必要となります。



正しい申告を期限内に

期限までに申告をしなかつたり、誤った申告をしたりすると、一部の控除ができなくなるほか、所得証明書の発行もできなくなります。自分が所得の状況をもつともよく知っているのは、納税者の皆さん自身です。期限内に正しい申告をしましょう。

・年金のほかにも給与収入がある。
・老齢年金を2つ以上受けている。
・扶養親族等申告書を出してい
ないなかつたり、申告の内容に変
更があった。
※源泉徴収票の「支払い年金額」
は平成8年1月から12月までに
支払った年金の合計額です。

来場ください。指定日が都合の悪いかたは、相談期間中の都合のつくりにおいてください。

ハイ 年金係です

年金の確定申告は

Q. 厚生年金の源泉徴収票が送られてきました。年金を受けている人は、必ず税金の確定申告をしなければならないでしょうか。

A. 厚生年金や国民年金から支給される老齢年金は、所得税法の規定により「雑所得」として所得税の対象となります。源泉徴収票に記載される事柄は、その一年間に支払った年金の総額、控除した税額、扶養親族控除及び特別減税により返還した金額です。

期日	相談受付区域	場所
2/1(土)	下川沿地区	
3月	二井田地区	
4(火)	上川沿・大館地区	
5(水)	真中・大館地区	
6(木)	長木地区	
7(金)	十二所地区	
8(土)	花岡・矢立地区	
10(月)	积迦内地区	

中央公民館第1・2研修室（1階）

（内線232・233）

☎ 49-13111
問 税務課市民税係

（内線236）